

第1章 災害に強いまちづくり

本章においては、災害に強いまちづくりを推進するため、集落の防災機能の強化、建造物等の安全対策を図るとともに、水害、土砂災害、地震・津波災害等の各種災害を防止するための計画を定める。

所 管	防災安全課, 総務課, 都市整備課, 定住促進課, 鯖江・丹生消防組合
-----	-------------------------------------

第1節 災害に強いまちづくり計画

集落居住区域の基本的な構造を強くするため、まちの防災構造化や防災空間の整備等の総合的な推進を図り、その防災機能の強化を図る。

第1 防災まちづくり計画の推進

町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、集落居住区域における防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

1 用途地域の指定

町域での無秩序な開発を抑制し、防災性の高い安全な居住環境や市街地を創造するため、都市計画法に基づく用途地域の見直しや指定を推進する。また、防災上の観点から、公園、緑地、広場、街路等の公共施設は有効なオープンスペースとして位置づけ、防災機能を考慮した整備に努めるとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

2 建築物の不燃化

防火地域・準防火地域の指定を推進し、建築物の不燃化等の耐火性を高め、災害時の被害の軽減や延焼防止対策に努める。

3 土地区画整理事業の推進

県と連携し、市街地再開発計画事業や地区計画等を活用し、積雪も配慮した既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により、災害に強く安全で快適な市街地の形成を推進する。

町は、県および国と、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

4 ハザードマップの整備

町域における土砂災害、洪水、地震・津波等の災害の危険性や、指定緊急避難場所、避難路、避難所等の防災関連施設を町民に広く周知するため、ハザードマップを作成し、戸別配布及び町ホームページへの掲載を推進する。

5 風水害に強いまちづくり

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県および町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導し

ないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

国、県及び町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。県、町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第2 防災空間の整備

町は、県と連携し、都市公園、都市緑地、道路空間及び河川空間の整備を推進し、災害時における避難場所や避難路の確保、延焼防止、救援活動が円滑に実施できる環境の整備を推進する。

1 都市公園等の整備

都市公園等は、災害時の避難場所又は防火帯としての機能を有することから、町は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等を備えた防災公園の整備に努める。

2 緑地・緑道の整備等

緑地・緑道は、緩衝、避難等の用に供することから、町は、緑地の保全に努めるとともに、公園緑地や緑道の整備及び道路の緑化を推進する。

3 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、関係機関と連携し、都市計画道路等の整備を推進する。また、道路整備に当たっては被災時の代替機能を考慮し、未舗装の町道については地域の実情に応じて整備に努める。

- (1) 幹線道路は災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し、その整備に努める。
- (2) 幹線以外の道路は幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難経路を考慮して整備する。

4 河川空間の整備

河川水を消防水利として活用できるよう、必要な施設の整備を図る

第2節 建築物災害予防計画

災害に対する建築物等の安全性を高めることにより、被害の発生を未然に防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することで、災害対策の円滑な実施を図る。また、民間の施設、一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し災害の予防を図る。

第1 建築物耐震診断体制

1 耐震性の確保についての基本的考え方

本町における建築物等の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は次のとおりである。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

- (1) 人命に重大な影響を与えないこと。
- (2) 機能的に重大な支障が生じないこと。

2 耐震診断体制の整備

町は、建築物の耐震性を強化していくために必要となる耐震診断体制を整備するため、診断判定の指標・判定ランクを活用し、町内における耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制を確立する。

(1) 診断判定の指標・判定ランクの活用及び耐震診断判定体制の確立

耐震診断を実施する際に必要となる県の構造耐震判定指標と診断結果の評価を行う判定ランクを活用するとともに、県が設置を予定している耐震診断判定委員会の下、統一的な耐震性能の判定を行う耐震診断判定体制の確立を図り、耐震診断の結果と耐震補強計画の判定業務を行う。

(2) 町内における耐震診断技術者の育成

県が実施する耐震改修に関する各種講習会の開催及び耐震診断技術者の登録に協力し、早急に技術者の育成を図る。

3 建築物の耐震改修の促進

多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努める。

第2 公共建築物

1 防災対策上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所・避難所の確保が要求される。

町は、災害応急対策を推進する上で重要な施設を「防災対策上重要な建築物」として指定する。

なお、「防災対策上重要な建築物」に指定する建築物は次のとおりとする。

- (1) 災害時に被災者を一時的に収容する施設
病院、診療所、学校、社会体育施設、社会福祉施設等
- (2) 災害応急対策活動を実施するための中枢的な施設
役場、各コミュニティセンター、丹生分署及び各消防分遣所、出先施設等

2 防災対策上重要な建築物の安全性強化

町は、防災対策上重要な建築物に指定した建築物については耐震診断を行い、重要度又は必要度の高いものから順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

3 新設建築物の耐震・耐火構造化、地盤調査の実施

町は、新設建築物について、新耐震設計基準による建築を徹底する。

4 その他の建築物

町は、防災対策上重要な建築物以外の町有建築物について、施設管理者としての責務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の趣旨に基づき、計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて耐震補強等の改修を実施する。

第3 一般建築物

1 一般建物の耐震・耐火性の向上

町は、既存建築物の耐震診断や耐火性に関し、耐震診断や改修の必要性等についてパンフレット等を活用した町民への啓発活動を推進する。また、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の設置に努める。

2 家具等転倒防止の推進

町は、住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等について、わかりやすいパンフレットを町民に配布し、普及・啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導、助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

3 定期報告制度の活用

町は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の調査・検査報告を活用し、建築物の所有者又は管理者に対して、防災上必要な助言を行う。

4 木造住宅耐震診断事業の推進

昭和56年5月31日以前に工事着工した木造住宅は、地震に対する被害を受けやすいことから、町は、耐震診断の必要性を町民に広く周知し、「越前町木造住宅耐震改修促進事業」を推進する。

第4 その他の構造物

1 ブロック塀の安全点検と指導

町は、ブロック塀の倒壊防止対策を次のとおり実施する。

(1) ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、指導等を行う。

(3) 町民に対する知識の普及

町民に対して、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用した啓発を図る。また、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

2 落下物対策

町は、窓ガラス、屋外広告物・看板等の実態調査を実施し、危険性のある屋外広告物・看板等については、撤去や改修補強等の指導を行う。

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

3 天井材等の非構造部材等の安全対策

町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第5 応急危険度判定制度への支援

1 判定士の養成支援

町は、大地震、豪雨等によって大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する制度の整備を図るため、県が実施する土木・建築技術者等を対象とした被災宅地危険度判定講習会の開催及び受講者の

登録に協力し、被災宅地危険度判定士の養成を支援する。

2 実施体制の整備支援

町は、危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と相互に緊密な連携を図る。また、災害時に県に対して判定士の派遣を要請した場合の受入体制、必要資機材の確保など、実施体制の支援に努める。

3 制度の普及・啓発

町は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について町民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及・啓発に努める。

第6 防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1 防災集団移転推進事業

町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定により指定された区域のうち、町民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を推進する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊、土石流等により、町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

第7 文化財の保護

町は、文化財を災害から保護するため、教育委員会、鯖江・丹生消防組合等と協力して火気使用制限区域の指定を推進する。また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

1 文化財保護思想の普及と啓発

文化財保護強調週間、防火デー等の行事を通じて所有者、町民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、町民、見学者等に対する周知を図るため、標識等の設置を推進する。

3 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備等の防火設備の設置、改修及び耐震構造化を推進する。

第3節 交通施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、交通機能を確保するため、交通施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第1 道路施設

町は、地域内の確実な避難、救急活動を確保するため、管理する道路について、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

1 道路の整備

災害時における道路機能の確保を図るため、道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所、アンダーパス部等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。また、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進するとともに、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

緊急輸送ルートとなる交通網の中核である幹線道路について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進するほか、防災体制の確立のため、町の防災上拠点を連結する補助幹線道路、区画道路等について、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(2) 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(3) 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

(4) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

(5) トンネルの整備

地震発生時におけるトンネルの安全の確保を図るため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

(6) 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

2 道路啓開用資機材の整備

道路上の事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう、体制の整備に努める。

第2 漁港施設

町は、所管漁港施設について、災害時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、防災構造化を推進する。

1 安全性・耐震性の強化

越前漁港（4種漁港）においては、荒天時における漁船の避難等により、港内での衝突事故防止を図るため、誘導案内や静穏な泊地及び漁船のけい留施設を整備する。また、耐震岸壁の整備等、防災対策を考慮した漁港整備を推進する。

2 施設の点検調査

施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

所	管	上下水道課
---	---	-------

第4節 上下水道施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、給水及び排水機能を確保するため、上水道・簡易水道施設及び下水道施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第1 上水道・簡易水道施設

町は、災害による上水道・簡易水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

1 施設等の整備

上水道・簡易水道施設の整備充実を図るとともに、水質及び水源の確保に努める。

(1) 上水道施設の整備充実

老朽化した機械電気設備の更新、配水管の布設替え、テレメーターシステムの導入等による維持管理の近代化を推進する。

(2) 簡易水道施設の整備充実

各簡易水道の実情に即し、取水施設、浄水施設及び配水施設の整備充実を図るとともに、管理体制の強化充実を努める。

(3) 水質及び水源の確保

井戸水、湧水、表流水等の個別水源に対して水質及び水量の安定確保に努めるとともに、水源周辺地域の環境保全に努める。

2 重要施設の耐震性の強化

地震・津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災対策上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進める。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針・解説」及び「日本水道協会編：水道施設設計指針解説等」に基づき行う。

(1) 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

(2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備の耐震化を推進して整備の補強を行う。また、被災時における停電を考慮し、自家発電設備の整備に努める。

(3) 送配水施設

送配水幹線の耐震性を強化するため、継手等は耐震性の高い構造・工法を採用するとともに、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。また、既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

3 維持管理体制の強化

施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるため、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

4 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤及び応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進する。また、広域的な水道事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

5 給水体制の整備

上水道・簡易水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、県及び日本水道協会福井支部と連携し、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、拠点避難所等への緊急ろ水装置や耐震性

貯水槽の整備に努める。また、地下水利用時の水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、災害時における円滑な緊急用水の供給を図るため、広域ブロックごとの給水車の整備を促進する。

さらに、防災担当課と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置の配備、受水槽の耐震化を推進し、また町民等の非常食等の備蓄など、自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

6 応急復旧体制の整備

災害によって被災した上水道・簡易水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

7 訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

(1) 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

(2) 広報

平常時からの2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置及び受水槽の耐震化について、町民等の自主的な取り組みが推進されるよう広報を行う。

第2 下水道施設

下水処理施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。

町は、浸水等による被害の防止、生活環境の整備、公共用水域への水質汚濁の防止及び災害による下水道施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む。）の被害の軽減を図るため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

1 施設等の整備

公共下水道事業、農業集落排水整備事業及び漁業集落排水整備事業の推進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

(1) 公共下水道事業の推進

公共下水道の事業認可区域の整備を推進する。

(2) 農業集落排水整備事業及び漁業集落排水整備事業の推進

公共下水道整備区域以外の集落については、農業集落排水整備事業又は漁業集落排水整備事業の推進を図る。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道整備区域、農業集落排水整備区域及び漁業集落排水整備区域以外の集落については、集落の実情に応じ、合併処理浄化槽設置整備事業等によって下水道整備の推進を図る。

(4) マンホール等の清掃を行うため、バキューム車、マンホールポンプ動力（電源車等）及び通信ケーブルの確保に努める。

2 施設の耐震性の強化

地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。また、管渠及び処理場又はポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新を図る。

さらに、非常用電力の確保に努める。

3 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備するとともに、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

4 代替設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合におけるトイレシートの活用（平成28年度購入）や仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

5 施設、設備の維持管理

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努める。

6 応急復旧体制の整備

被災下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制の整備を図る。

第5節 電気・ガス施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、電力及びガスの供給機能を確保するため、電力及びガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第1 電気施設

北陸電力(株)は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種類ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備及び管理を行い、応急復旧体制の整備、電気施設の耐震性、浸水防止対策等の強化を図る。

1 風水害・震災対策

(1) 発電設備、変電設備

施設、附属設備及びその防護施設について点検・整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- ② 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ③ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- ④ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 雪害対策

雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時から巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努める。

4 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替による応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保並びに移動無線応援体制の整備等を行う。

5 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行う。

6 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して災害対策用資機材の必要数量を整備しておく。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておく。

第2 ガス施設

ガス製造・販売業者は、災害発生 of 未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

1 製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽、LPガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備、保安電力設備等の拡充及びプロパンガス容器の転倒防止に努める。

これらの設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査及び見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

2 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管材料、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

3 関係機関との相互協力体制の確保

町域において、ガス漏れによる爆発事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておく。

第6節 電気通信施設・放送施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に食い止め、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、電気通信及び放送施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第1 電気通信施設

1 C A T V施設

町内の各家庭を結ぶC A T Vは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることから、町及びケーブルテレビの管理者は、災害時においても回線が確保されるよう、防災性能の強化に努める。

2 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)等は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化、浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災設計等を行い万全を期する。

- ① 豪雨、洪水又は津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- ② 暴風、豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化
- ③ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- ④ 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- ① 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- ② 移動電源車、発電発動機
- ③ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- ④ 応急復旧用ケーブル
- ⑤ その他災害対策用機器

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害措置計画を作成する。

- ① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- ② 交換措置（迂回路変更、利用制限等）
- ③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第2 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)及び丹南ケーブルテレビ(株)、福井エフエム放送(株)は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送施設、局舎設備等について次の予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備する。

1 放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策の強化

2 非常用資機材及び消耗品等の定量常備

3 放送設備等の整備点検

災害警戒時には、次の設備について整備点検を行う。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第6節 電気通信施設・放送施設の災害予防計画

- (1) 電源設備
- (2) 給排水設備
- (3) 中継、連絡設備
- (4) 放送設備、空中線関係設備

第7節 水害予防計画

治山・治水対策事業等を推進し、台風、集中豪雨等による水害の防止を図るとともに、警戒避難体制の強化に努める。

第1 治山対策の推進

町は、山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の事業を計画的に推進する。

1 山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設及び森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

2 防災林整備事業

- (1) 積雪地帯で発生するなだれの被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。
- (2) 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

3 流域保全総合治山事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

4 事業実施の留意事項

治山対策事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 山地地帯において、治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野から考慮する。
- (2) 砂防法の砂防指定地と森林法の保安林地区との調整を行うよう考慮する。
- (3) 環境及び景観へも考慮する。

第2 治水対策の推進

町は、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系の一貫した治水整備計画を充実し、河川改修及び河川の維持修繕事業の実施を促進するとともに、長期的かつ計画的な治水対策を推進する。

1 河川改修事業

県と連携し、河川の本川について、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸、水制等の施工、河積の拡大及び河道の安定を図り、上流ダム等による洪水調整を推進する。

2 河川維持修繕事業

平素から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときには直ちに原因究明と補修を行う。また、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、護岸、浚渫、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

3 事業実施の留意事項

治水対策事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 水源より河口に至る水系の一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、砂防施設の堆砂、河床変動、天井川の形成や排水不良等、慢性的・持続的な破壊作用等についても考慮する。
- (2) 利水施設の設置は治水との総合調整を考慮し、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう考慮する。

- (3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。
- (4) 総合排水の見地より、公共下水道事業、集落排水事業、農地等排水改良事業等との調整を行うよう考慮する。
- (5) 環境及び景観へも考慮する。

第3 水防体制の強化

1 水防体制の確立

河川及びため池の管理者は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

2 河川等の管理強化

河川及びため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作に当たって、下流流域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

3 水防施設の維持管理

河川及びため池の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設及び警報施設の計画的な点検整備を行い、施設の適切な維持管理に努める。また、増水時の堤防等施設の監視体制及び内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努める。

4 水防用資機材の備蓄及び点検

水防管理団体は、水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。また、点検には、丹南土木事務所係員の立ち会いを求め、その結果については、丹南土木事務所を經由して県砂防防災課に報告する。併せて、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備及び水防倉庫のあり方についても検討を行う。

5 水害危険箇所パトロールの強化

町は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で町民に注意を促すとともに、毎年の上水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

6 警戒避難体制の整備

町は、町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるとともに、次のとおり、警戒避難体制の整備を推進する。

- (1) 浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画(以下「本計画」という)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設又は社会福祉施設、病院等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報及び水位情報の伝達方法を定める。
- (3) 本計画において定められた洪水予報及び水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について町民に周知するよう努める。
- (4) 町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに、具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難

指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (5) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。
- (6) 水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努める。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (8) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努める。

7 地下室等の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた地下室等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告し、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

8 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、自衛水防組織の設置に努めるとともに、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

9 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

10 親水施設管理者との連携

河川、ため池等の管理者は、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、親水施設の管理者と連携して施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

11 アンダーパス部等の冠水対策

道路路管理者は、アンダーパス部等の冠水対策を次のとおり実施する。

- (1) アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨を掲示板及び町ホームページへの掲載等により周知する。
- (2) アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

第4 地震発生後の浸水防止対策

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、町は、関係機関と連携の下、施設の点検・調査、整備等を行う。

1 危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

(1) 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

(2) 情報連絡体制の整備

関係機関は、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう連携を密にする。

2 水防施設等の整備

(1) 河川管理者は、河川水位及び雨量等の観測施設の整備を図る。

(2) 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

(3) ため池管理者は、ため池の点検結果に基づき、整備を行う。

(4) ダム施設の管理者は、施設の耐震性を向上させる。

(5) 町は、県と連携して水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

3 危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

4 浸水対策事業の計画的施工

町は、県等関係機関と連携し、浸水対策事業の計画的施工に努める。

第8節 高波等災害予防計画

海岸保全事業等を推進するとともに、必要に応じて高潮災害のおそれのある区域に対する基礎調査を実施して浸水想定区域を明らかにし、施設整備や避難体制等の高潮防災対策を推進する。

第1 海岸保全事業の推進

町は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、県及びその他関係機関の行う高波対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業の推進を図る。

1 高波対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、県等と連携し、海岸堤防の新設又は既存施設の補強改修等を推進するとともに、護岸・消波工等による越波防止を推進し、後背地及び海岸隣接施設の保全を図る。

2 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸では、県等と連携し、緩傾斜護岸の整備等の侵食防止対策を推進し、後背地の保全を図る。

3 事業実施の留意事項

海岸保全事業の推進に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 海岸保全事業は、後背地、水面等の関連によって、建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施されるため、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 観光レクリエーションの将来需要に配慮した海浜利用と、調和のとれた海岸事業を行うよう考慮する。
- (3) 環境及び景観へも配慮した海岸事業の実施を考慮する。

第2 高潮防災対策の推進

町は、県と連携し、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第3 警戒避難体制の整備

町は、冬期波浪、高潮等に備え、あらかじめ危険が予想される地域の町民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。体制の整備に当たっては、観光客等の短期滞在者の対応も考慮し、適宜、避難訓練を実施して万全を期する。また、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民等への配布及び町ホームページへの掲載を通して避難体制の周知に努める。

さらに、高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。その際、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

第9節 津波災害予防計画

本町では、遠浅の海岸線が多いため、大きな津波災害の可能性は少ないと考えられるが、津波と高潮が重なるという最悪の場合も想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備・強化に努める。

第1 減災のための総合的な取り組みの推進

町は、最大クラスの津波に対して、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。また、河川堤防の整備等を推進するとともに、遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

第2 海岸保全事業の推進

本町の災害履歴の中には津波による被害記録はないが、津波と高潮が重なるという最悪の事態を想定し、海岸保全事業の推進に際しては、津波災害の防止を考慮するよう努める。

第3 警戒避難体制の整備

町及び県をはじめ関係機関は、津波に備え、津波に関する知識の普及・啓発の実施、津波情報等の伝達、津波監視体制の整備等津波避難対策を推進する。

1 津波に関する知識の普及・啓発の実施

(1) 津波に関する知識の内容

町は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、町民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

- ① 津波警報が発表されたとき、又は津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な高台に避難すること。
- ② 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。
- ③ テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

(2) 普及の方法

町は、津波に関する知識の普及に当たって、海拔を示す看板設置のほか、パンフレット、県の津波被害想定に基づく津波ハザードマップ等の作成・配布及び町ホームページへの掲載を通して推進する。

2 津波情報等の伝達体制の整備

(1) 伝達協力体制の整備

- ① 関係機関は、福井県地域防災計画、本計画等で定める津波の伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。
- ② 関係機関は、休日、夜間、休憩時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ③ 関係機関は、津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同での津波情報の伝達等の訓練を実施する。

(2) 津波情報伝達施設の整備

町は、町民等に対する津波情報等の伝達手段として、町防災行政無線（同報系）及びCATVの整備を推進するとともに、海浜地への津波情報の伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な通報・伝達手段の確保を図る。

3 津波浸水想定の設定

今後県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定・公表し、町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。また、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

4 建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

なお、本計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

5 避難指示等の発令基準

町は、津波災害に対する町民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

6 津波監視体制の整備

町は、津波による災害を防止するため、震度4以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波情報の収集に努める。また、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者及び海岸付近の町民へ避難のための立退きを指示し、生命及び身体の安全確保を図る。

なお、津波の監視に当たっては、監視場所、監視担当者及び監視情報の伝達方法をあらかじめ定め、安全性を確保して監視を行う。

- (1) 監視者
- (2) 監視場所
- (3) 監視情報の伝達方法

7 津波避難対策

町は、津波から人命の安全を守るため、訓練の実施等を通じて、また、町民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

津波発生時については、徒歩による避難を原則とし、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、

自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

さらに、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しを行う。

第10節 土砂災害予防計画

台風・集中豪雨、地震発生時及び発生後の降雨に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の整備等必要な対策の強化に努める。

第1 危険区域指定の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等による土砂災害の防止を図るため、県の協力を得て、砂防指定地、山地災害危険地区、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

第2 土砂災害対策の推進

町は、土砂災害の危険区域に指定される地域について、国及び県に対し、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業、地すべり対策事業等の計画的な実施の働きかけを行う。

第3 山地災害対策の推進

町は、県等と連携し、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、又は発生するおそれのある保安林について森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。また、土砂の流出が直接人家または公共施設におよぶ危険性がある地区について、「山地災害危険区域」に指定し、住民に周知する。

第4 町民への周知

町は、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の危険区域に準じる箇所（以下「危険区域等」という。）のうち、管内図に明示する危険区域等については、表示板の設置、町ホームページへの掲載等によって町民への周知を図る。また、災害が予見された場合等の緊急避難等の応急処置についても周知する。

第5 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項及びその他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、町民に周知するよう努める。特に、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院等の要配慮者利用施設があるときには、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。また、名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

- 1 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知
本計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、当該区域の町民に周知を図る。
- 2 自主防災組織の育成
災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主防災組織の育成に努める。
- 3 土砂災害ハザードマップ等の作成
土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等への配布及び町ホームページへの掲載を行う。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の耐震化を促進するよう努める。

4 避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報を用い、危険度の高まっている領域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるように、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

5 防災パトロール及び点検の実施

危険地区等における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、他の関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前、融雪期及び豪雨が予想されるときにおける防災パトロールを実施し、危険区域等の点検を行う。

6 情報の収集・伝達体制の整備

平素から、過去の経験をもとに災害の発生が想定される雨量を把握し、その資料を整備しておくとともに、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象注意報・警報等の収集及び伝達体制を整備する。さらに、危険区域等における簡易雨量計観測者や防災パトロール実施者による緊急情報の収集・伝達方法及び町民と連携した土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合の相互の情報伝達体制の整備に努める。

7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成するとともに、作成した計画について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第11節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、関係機関が、被害の軽減・防止を図る。

第1 暴風・竜巻等の防災対策

町は、県をはじめ関係機関と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や附属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう指導徹底する。また、暴風・竜巻等による人的被害や建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やがれき撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。また、竜巻注意情報が発表された場合、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第3 町民への普及啓発

町は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、町民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

- ① 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ② 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ③ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ① 雨戸・シャッター等を閉める。
- ② ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ③ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第12節 農業災害予防対策

農地保全事業及び防災営農対策を推進し、風水害等による農地、農作物の被害の防止を図る。

第1 農地保全事業の推進

町は、農業用地及び農業用施設における災害の発生を未然に防止するため、県をはじめ関係機関と連携し、湛水防除、老朽ため池等整備、用排水施設整備、防災ダム整備及び土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

1 湛水防除事業

流域の開発環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設・改修を図る。

2 老朽ため池等整備事業

農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設・改修を図る。

3 用排水施設整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門及び排水路の新設・改修を図る。

4 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設・改修を計画する。

5 事業実施の留意事項

農地保全事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。
- (2) 環境及び景観へも配慮する。

第2 防災営農対策の推進

町は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、関係機関との連携を密にし、防災営農指導体制の確立並びに気象条件に対応した防災営農技術の確立と普及を図るとともに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

所	管	関係各課, 鯖江・丹生消防組合
---	---	-----------------

第13節 雪害予防対策

雪害を予防し、産業経済の振興と民生の安定に寄与するため、町全域の交通の確保を図り、併せて予期せざる降雪に伴う被害の防止を図る。

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

雪害に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第3節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

1 越前町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
越 前 町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雪に強い住宅地づくり (2) 避難場所、避難路の確保等 (3) 孤立するおそれのある地区に対する調査及び事前措置 (4) 公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上 (5) なだれ危険箇所の把握 (6) なだれ災害等防止施設の整備等 (7) なだれ災害に係る警戒・避難体制の整備 (8) 道路のなだれ事故防止対策 (9) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (11) 道路除雪計画の作成等 (12) 町民の協力体制づくりの推進 (13) 情報連絡体制の充実強化等 (14) 上下水道施設の耐雪化等 (15) 農林水産業の雪害予防 (16) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等 (17) 要配慮者に配慮した施策の推進 (18) 防災気象情報の伝達 (19) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (20) 避難の指示 (21) 避難所の開設 (22) 救助救急活動 (23) 孤立地区に対する応急対策の実施 (24) 道路交通の確保 (25) 道路情報等の提供 (26) 教育環境の確保 (27) 上下水道施設の応急復旧 (28) 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施 (29) 要配慮者の生活支援及び避難 (30) 雪害時における担当業務の習熟・検証
鯖江・丹生消防組合 ・消防署 ・消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 (5) 消防水利確保等の除雪活動

2 福井県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福 井 県	(1) 雪に強い住宅地づくり (2) 避難路の確保 (3) 孤立するおそれのある地区に対する事前措置 (4) 雪に関する調査研究 (5) 公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上 (6) なだれ危険箇所の把握 (7) なだれ災害等防止施設の整備等 (8) 道路のなだれ事故防止対策 (9) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (11) 道路除雪計画の作成等 (12) 町民の協力体制づくりの推進 (13) 情報連絡体制の充実強化等 (14) 農林水産業の雪害予防 (15) 要配慮者に配慮した施策の推進 (16) 「福井県雪害予防対策実施計画」の周知 (17) 防災気象情報の伝達 (18) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (19) 救助救急活動 (20) 孤立地区に対する応急対策の実施 (21) 道路交通の確保 (22) 道路情報等の提供 (23) 教育環境の確保 (24) 雪害時における担当業務の習熟・検証
福井県警察（鯖江警察署）	(1) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (2) 交通安全施設の整備等 (3) 情報連絡体制の充実強化等 (4) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (5) 救助救急活動 (6) 交通規制、路上駐車車両の指導取締り等 (7) 交通情報等の提供 (8) 雪害時における担当業務の習熟・検証

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿地方整備局 ・ 福井河川国道事務所	(1) なだれ災害等防止施設の整備等 (2) 道路のなだれ事故防止対策 (3) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (4) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (5) 道路除雪計画の作成等 (6) 情報連絡体制の充実強化等 (7) 道路交通の確保 (8) 道路情報等の提供 (9) 雪害時における担当業務の習熟・検証
東京管区气象台 ・ 福井地方气象台	(1) 雪に関する観測及びその成果の収集、発表 (2) 雪に関する予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
第八管区海上保安本部 ・ 敦賀海上保安部	(1) 防災気象情報の伝達

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊	(1) 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株)(福井支店) ・(株)NTTドコモ ・KDDI(株)(北陸総支社) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル	(1) 電気通信施設の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気通信施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証
電力関係機関 ・北陸電力(株) ・北陸電力送配電(株)	(1) 電気通信施設の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気通信施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証
報道機関	(1) 町民に対する交通状況等の周知

6 公共団体その他防災対策上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
学校法人	(1) 教育環境の確保
危険物関係施設管理者	(1) 施設の耐雪化、安定供給の確保等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) ガス施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証

第2 施設・設備の耐雪整備対策

町は、交通施設をはじめとして、住宅、ライフライン施設、農業用施設・作物等について、次に掲げる耐雪強化等の対策を図り、降雪に伴う被害の防止を推進する。

1 道路の耐雪強化

- (1) 機械力による除雪を効率的に行い得る幅員を持つ道路の整備
- (2) 道路付属構造物の除雪適応性の強化と堅牢化
- (3) 登坂道路の消雪施設の整備又は新設
- (4) 排雪広場の設置
- (5) 除雪機械の整備強化
- (6) 消雪パイプや流雪溝等の整備又は新設
- (7) なだれ防止柵の設置及びなだれ防止林の造成
- (8) 谷水利用による流雪・消雪の拡充

2 住宅建物対策

- (1) 除雪スペースを考慮した住宅の構成指導
- (2) 耐雪的建造物の建設指導
- (3) 消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪下ろしの省力化等の指導

3 農作物対策

- (1) 温室ビニールハウス及び樹園地への融雪装置又は流雪溝の設置指導
- (2) 融雪促進材等の確保等の指導
- (3) 園芸用施設等の耐雪化の促進
- (4) 寒冷地向き農作物の品種の奨励
- (5) その他農作物の雪害対策

(6) 農作物や施設園芸用施設等の雪害に備え農業保険への加入促進

4 その他

- (1) 電力・通信施設の耐雪強化
- (2) 町民の健康管理徹底の指導
- (3) 食料品の備蓄の指導
- (4) し尿の汲み取りの指導

第3 降雪期前における対策

町は、降雪期を前に総合的かつ計画的な耐雪対策の推進を図るとともに、毎年降雪期前に関係機関（除雪に関する機関）と相互に連絡調整を行い、次に掲げる除雪対策及び道路除雪を中心とした除雪業務計画を別途定めて万全を期する。また、町民には除雪にかかわる必要な情報を広報、町ホームページ等で広く周知徹底して雪害の予防と軽減を図る。

1 交通施設の確保

- (1) 国・県道及び主幹線道路相互間の除雪計画の整備
- (2) 民間（各集落）、官公庁及び事業所による除雪協力体制の推進・確立
- (3) 民間（除雪機械）協力体制の確立
- (4) 除雪機器の整備と要員体制の確立
- (5) 道路附属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
- (6) 消雪パイプ・流雪溝等の消雪装置の設置
- (7) 交通規制区域の徹底と周知
- (8) 冬用タイヤ又はチェーンの装着、スコップや牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止等交通の安全確保の徹底と周知
- (9) 倒木対策の推進

2 消防対策

- (1) 消防機械・器具の保全整備
- (2) 防火水槽、消火栓の水利の確保及びその周辺の除雪、標柱の設置
- (3) 自主防災組織の協力確保
- (4) 冬期間の火災予防運動広報の周知徹底
- (5) 消防水利確保等の除雪活動

3 孤立地区対策

- (1) 地区内の町民に対する医療措置（健康診断、病人に対する入院勧奨、冬期の栄養指導等健康管理上の措置）
- (2) 食品等の備蓄
- (3) 通信連絡等の周知徹底
- (4) 緊急時における連絡・救急活動体制の整備・推進

4 食料及び物資の流通確保

- (1) 主食の確保
- (2) 生鮮食料品等の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 家畜飼料の確保
- (5) 燃料の流通確保
- (6) 降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き

5 医療及び公衆衛生対策

- (1) 交通途絶地区での急患者の救急活動体制の確立
- (2) 医療品の備蓄及び緊急輸送体制の確立
- (3) し尿汚物の降雪前の収集・処理及びごみの出し方についての周知徹底
- (4) 冬期の栄養指導の推進

6 文教対策

- (1) 通学路等の除雪計画（民間の協力を含む）のほか、その周辺の危険箇所の標示
- (2) 学校、社会教育施設、体育館等の建物保全のための雪下ろし体制の確立（民間の協力を含む。）
- (3) 学校給食用燃料及び生鮮食料品の確保

7 なだれ危険箇所対策

- (1) 危険地帯の標示
- (2) 交通規制及び迂回路の設定とその周知徹底
- (3) 避難対策の作成（警戒・避難体制の整備）

8 農林対策

- (1) 越冬農作物の保全
- (2) 農作物の越冬対策の推進
- (3) 森林の保全
- (4) 畜産物の保全及び流通確保

9 要配慮者対策

- (1) 屋根雪下ろし計画（補助金の対応等を含む。）
- (2) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

10 その他の対策

- (1) 屋根の雪下ろしの基準の周知（実施の勧告又は指示）
- (2) 通信情報の収集・伝達網の確保

第4 なだれ災害の防止

町は、なだれ災害を防止するため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、十分な監視体制を講じるとともに、必要な防止施設の整備に努める。

1 なだれ防止対策

- (1) なだれ危険箇所の把握
道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努める。
- (2) なだれ危険箇所の整備
なだれ防止柵工、階段工、予防柵工、減勢工、なだれ防止林の造成等を実施し、なだれ危険箇所の整備を図る。
- (3) 監視警戒体制の整備
町民に対する注意の喚起、なだれ危険箇所の巡視、避難等の体制を講じておく。

2 道路のなだれ事故防止対策

- 道路のなだれ防止対策として、本節第1「施設・設備の耐雪整備対策」によるほか、次に掲げる対策を講じる。
- (1) 道路管理者は、なだれの早期発見に努めるため、適時、巡回警戒を行う。
 - (2) 道路管理者は、なだれ危険箇所を周知するため標識を整備する。
 - (3) 県警察本部（鯖江警察署）は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講じる。

第5 情報連絡体制の充実強化

町は、関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムを活用し、除雪体制の整備を行う。また、除排雪の効率化と町民へのサービスの向上を図るため、CATV、防災行政無線等を通じて降積雪時における交通情報の的確な提供を行う。

さらに、町民への直接的な情報窓口として必要な情報が集まるよう、情報収集・伝達のシステム化を図り、情報の集約化・明確化を図る。

第6 地域ぐるみの雪害予防の推進

1 協力体制の確立

(1) 町民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業所等の自主的な取り組みが不可欠であることから、町は、県等と連携し、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発及び広報に努める。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知の徹底に努める。

(2) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、町民一人ひとりの協力はもとより、一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、町は、県等と連携し、広報等による啓発活動、町内会等を通じた協力の要請等に努める。また、自主防災組織等の活用等町民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努める。

2 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努める。

第7 「雪に強いまちづくり」の推進

町は、豪雪時における都市機能の確保を図るため、県等と連携し、積雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設促進、積雪時の指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工の計画的整備を図る。

第8 除排雪体制等の整備

1 共助による除排雪体制の仕組みづくり

町は、雪処理中の事故による死傷者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、町民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及促進を図る。

さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時期等、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

2 除雪ボランティアの受入れと安全対策

雪下ろし作業の困難な要配慮者を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、町は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を促進し、除雪ボランティアの受援体制の整備に努める。また、除雪ボランティアを受け入れるに当たっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進する。

3 広域連携による担い手確保及び情報交換等

町は、町域における除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、他市町と災害時に相互協力をするための協定を締結するなど、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取り組み及び情報交換を図り、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行えるような体制を整備する。

4 道路の除雪体制の整備

町は、大雪に備え、管理する道路について、他の道路管理者と連携し、あらかじめ除雪を優先する区間を設定するとともに、異常な降雪時における具体的な対応を確認するなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じる。

5 資機材・人員の確保

町は、異常な降雪等、町域における除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合に備え、資機材や除雪機械等、オペレーターの確保に努めるとともに、町外からの資機材や除雪機械等、オペレーターの支援の受入れや建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整備する。

6 空き家等の対策

町は、空き家等の除雪について、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取り組みを推進する。

7 雪捨場の確保

町は、事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整備する。

第14節 危険物等災害予防計画

危険物等の保安教育、保安規制の強化、訓練の徹底等を通じ、危険物、LPガス、火薬類及び毒物・劇物による災害の予防を図る。

第1 危険物保安対策

町は、消防法（昭和23年法律第186号）に定める危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び県と連携し、法令の定めるところにより、保安体制の強化、適正な保安教育、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防火思想の普及を図る。

1 保安教育の実施

鯖江・丹生消防組合は、危険物等の貯蔵又は取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設の安全化指導

鯖江・丹生消防組合は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震や津波による火災、爆発、漏えい等を防止するため、これら施設の設置又は変更許可に当たっては消防法令及び「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）」に定める耐震基準により、地震や津波の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

3 自主保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合は、事業者に対し、予防規程の作成（変更）及び遵守並びに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進する。また、地震や津波災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- (1) 地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取り扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

4 消防施設等の整備

- (1) 鯖江・丹生消防組合は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

第2 LPガス、火薬類及び毒物・劇物の保安対策

町は、LPガス、火薬類及び毒物・劇物に関し、県等が実施する保安意識の高揚、指導取締りの強化、自主保安体制の整備等に協力する。

第3 危険物等の輸送対策

鯖江・丹生消防組合並びに危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

1 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、あらかじめ次の措置を講じて危険物等積載車両等の保安予防を図る。

- (1) 輸送車両の立入検査を適宜実施する。
- (2) 危険物を積載した船舶、航空機等の保安防災対策について、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講じる。

2 危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者の措置

危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図る。

- (1) 積降作業の監視体制及び輸送過程における安全装置の整備
- (2) 鯖江・丹生消防組合をはじめとする関係機関との連携強化及び災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及及び応急対策訓練の実施

第4 危険物積載船舶等の保安予防対策

1 予防措置

敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、港則法に基づく次の予防措置を講じる。

- (1) 巡視船艇によって巡視警戒を実施する。
- (2) 石油類の流出事故に備え、タンカー及び各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

2 保安防災対策

敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶等の保安防災対策について、各関係法令に基づき、災害を防止し、安全の確保を図るための措置を講じる。

第15節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止し又は火災による被害の拡大防止を図り、人的・物的被害の軽減を目的に、消防体制の充実強化、防火思想の普及・徹底等によって火災予防を図る。

第1 総合的な消防計画の策定

町は、「市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第2 消防力の強化

1 消防計画に基づく消防活動体制の整備

鯖江・丹生消防組合は、初動体制及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備及び消防機動力、消防緊急情報システム、個人装備等の整備を早急に進める。

(1) 情報の収集・連絡体制の強化

適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。また、町、鯖江警察署及び県と情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(2) 動員・参集体制の充実

夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など、動員・参集体制の充実に努める。

(3) 情報の分析整理のための人材育成

収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(4) 活動マニュアル及び活動資料の整備

初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。

2 消防力の人的強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災発生時における消防活動の円滑な実施を図るため、消防職員・団員の充足、消防団活動体制の整備を推進するとともに、消防職員・団員の教育訓練を実施する。

(1) 消防職員・団員の充足等

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、消防職員の充足を行うとともに、地域の消防防災活動の担い手である消防団への青年・婦人層の加入促進をはじめとする活性化を推進する。

(2) 消防団活動体制の整備

災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。また、常備消防と消防団との相互の連携を確保するため、消防団の指導体制の充実に努める。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

① 消防職員・団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を福井県消防学校及び消防大学校に派遣するとともに、一般教育訓練の計画を作成し、実施する。

② 情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

③ 発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努める。

④ 大規模な火事災害が発生した場合、関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努める。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

3 消防力の物的強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災発生時における被害の軽減を図るため、消防施設・消防水利の強化を図るとともに、消防施設等の整備点検を実施する。

(1) 消防施設の強化

鯖江・丹生消防組合は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

- ① 市街地においては、自然的・社会的状況に応じて、鯖江・丹生消防組合等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等の必要資機材を配置する。
- ② 地域特性を踏まえ救助工作車、小型動力ポンプ等を配置する。また、消火薬剤についても同様とする。
- ③ 初動体制及び活動体制を確保するため、消防機動力、無線通信施設及び個人装備の充実を図る。

(2) 消防水利の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づき消防水利の充実強化を図る。

- ① 既存の消防水利の確認や機能の向上を図るとともに、震災時等に対応する耐震性貯水槽の整備を推進する。また、河川、ため池等の自然水利を消防水利として活用できるよう、指定消防水利を開発するとともに、必要な施設の整備を図る。
- ② 消防水利の不足又は道路事情によって消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

鯖江・丹生消防組合は、火災その他の災害に際して迅速な活動を行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施するとともに、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 出火予防対策の推進

1 火災予防査察の強化

鯖江・丹生消防組合は、消防対象物の用途、地域等に応じて、計画的に消防法第4条、第4条の2及び第16条の5の規定に基づき、火災予防査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の強化を図る。

(1) 定期査察

危険物施設及び防火対象物の査察を定期的に行う。

(2) 防火診断

一定区域を指定し、一般家庭を対象とした火災予防思想の普及及び火災発生危険物等の排除に努める。

(3) 特別査察

防火対象物について特に期間及び査察項目を指定し、重点的な査察を行う。

(4) 警防査察

警防活動上の観点から査察を行う。

2 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合は、消防法第8条及び第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 火災警報の発令及び周知徹底

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、町民等に対する周知等必要な措置を講じる。

4 自主防火体制の強化

鯖江・丹生消防組合は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、地域の防災組織を通じて自主防災の推進、地域集団防火の徹底等育成指導を強化する。また、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

5 一般火災予防及び防火思想の普及

町及び鯖江・丹生消防組合は、関係団体等と連携し、あらゆる機会を利用して、町民に対し、防火思想の高揚及び知識の普及徹底を図る。

- (1) 一般家庭に対する指導
一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。
- (2) 住宅防火対策の推進
住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等住宅防火対策の推進を図る。
- (3) 地域集団防火
火災による災害の防止を図るため、地域における自主防災組織を主体にした地域集団防火の徹底を図る。
- (4) 児童・生徒の防火学習
火災予防に関する知識を少年期から勉強・体験させることにより、将来における火災予防意識の向上を図る。直接的には、火遊び等の危険行為の防止や児童・生徒を介して家庭、学校火災の防止を図るとともに、火に関する理化学原理を実際に即して勉強させるもので、学校における教育課程の社会、理科及び総合学習の補助と併せ、災害の実態を把握させる。

第4 延焼予防対策

1 延焼予防体制の強化

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保
町は、本計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、町民の安全確保を図る。
- (2) 防火水槽等消防水利の整備
 - ① 町及び鯖江・丹生消防組合は、消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓・防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。
 - ② 町は、消防水利の整備に当たって、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。
 - ③ 鯖江・丹生消防組合は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備・確保を図る。
- (3) 消防応援体制の整備
 - ① 広域消防相互応援協定
町及び鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援・受入体制の整備を図る。
 - ② ヘリコプター受援体制の充実強化
町及び鯖江・丹生消防組合は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

2 一般建築物の不燃化

町は、火災の延焼を阻止し、被害を最小限に止めるため、次の事項に留意して一般建築物の不燃化を図る。

- (1) 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置による不燃化の指導を行う。
- (2) 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火構造又は簡易耐火構造とするなど、建築物の不燃・耐火化の指導を行う。
- (3) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物、無窓建築物、火気使用室等は、その壁及び天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

第5 林野火災予防

1 防火思想の普及

町及び鯖江・丹生消防組合は、越前福井森林組合、県等関係機関と連携し、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図る。

2 監視体制の強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、乾燥注意報、強風注意報等が発表されたときなど、林野火災の発生のおそれがあるときは、火災の発生を防止するため、巡視及び監視を強化し、入山者に対して一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止する。

(1) 火災警報の発令及び周知徹底

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するとともに、入山者に対して周知徹底を図るなど必要な措置を講じる。

(2) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について、事前に鯖江・丹生消防組合と十分に調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者に火気を使用しないよう指導する。また、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定の区域のたき火・喫煙を制限する。

3 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備・備蓄を推進する。

(1) 予防施設

防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

(2) 林野火災対策用資機材

空中消火資機材、可搬式動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備・備蓄する。

4 消防体制の整備

町及び鯖江・丹生消防組合は、県、福井森林管理署、自衛隊、鯖江警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防相互応援協定等によって広域的な消防体制を確立する。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

なお、鯖江・丹生消防組合は、林野火災空中消火資機材の取扱いを習熟する。

第6 文化財火災予防

町、町教育委員会及び鯖江・丹生消防組合は、相互に連携し、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、所有者、管理者等に対する指導を実施する。

1 防火施設の整備

(1) 消防設備、警報設備等を整備すること。

(2) 避雷装置を設置すること。

(3) 消防用水の確保措置を講じること。

(4) 消火活動を容易にするための進入道路を確保すること。

(5) 防火塀、防火帯、防火壁及び防火扉を設け、延焼防止の措置を講じること。

2 自主防火体制の整備

(1) 防火管理体制を整備し、管理の万全を図ること。

(2) 環境の整理及び整頓を図り、火気の発見を容易にすること。

(3) 火気の使用を制限し、又は禁止させること。

-
- (4) 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図ること。
 - (5) 火災警戒時は、定期巡視を厳重に実施すること。
 - (6) 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施すること。

第16節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故を想定し、海上交通の安全のための情報収集体制の整備及び海上防災思想の充実を図る。また、重油流出事故災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、国の防災基本計画等も踏まえて必要な施策を定める。

第1 海上交通の安全のための情報の充実

1 情報の収集・連絡体制の強化

町及び越前町漁業組合は、敦賀海上保安部を起点とする連絡系統を職員に周知するとともに、船舶等の海上交通の安全に資するため、福井地方気象台が発表する海上風、海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況、地震、津波等の状況又は予警報等の情報を適時かつ的確に収集する。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集するための体制及び施設・設備の充実及び連絡手段の高度化に努める。

2 情報伝達機器の整備等

油流出事故等の海上災害情報の伝達においては、原則としてファクシミリを用いることとしているが、送信を繰り返すうちに読みとりが困難になることが指摘されていることから、町は、電子メール等迅速かつ的確な情報伝達機器の検討及び整備に努める。

3 電送手段の整備及び習熟

町は、海上災害の状況等を迅速かつ的確に伝達することができるよう、デジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用、訓練等を通じて習熟を図る。

第2 活動体制の充実

1 海上防災思想の習熟及び情報の分析整理のための人材育成

町及び越前町漁業協同組合は、敦賀海上保安部及び海上災害防止センターが実施する海難防止及び海上災害防止に係る講習会、訪船指導等に積極的に職員を派遣し、海上災害防止思想の習熟及び人材の育成に努める。

2 活動マニュアル及び活動資料の整備

町は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、応急対策計画を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。また、事前に海域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、海岸植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）が一元的に把握されていることは、初期評価の迅速かつ的確な実施に極めて有効となるため、越前町漁業協同組合と連携し、県及び敦賀海上保安部が行うこれらの情報の収集・整理及び一元化に協力する。

3 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加

海上災害が発生した場合並びに流出油の防除活動、除去活動等には、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、町は、敦賀海上保安部及び県が実施する総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）等へ積極的に参加する。

第3 石油流出事故対策

1 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

石油流出事故に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第3節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

担当機関	活動プロセス	事務
越前町	海洋での防除	・回収油の一時集積場所の確保
	沿岸部での除去	・町単位での除去組織（消防機関、ボランティア本部、漁業協同組合、町民代表等との連絡調整組織）の設置・運営 ・沿岸部の監視 ・防除資機材（主として消耗品）の確保 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への輸送及び貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達 ・ボランティア本部への支援
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・町単位で実施した除去活動等に伴う補償業務
(独)海上災害防止センター 同 福井県連絡事務所	初期評価	・敦賀海上保安部の初期評価への専門的な助言等
	海洋での防除	・保有回収船による海洋での防除活動の実施及び敦賀海上保安部との連絡調整
	回収油の輸送・処理	・原因船舶への回収油の輸送・処理に関する指導
敦賀海上保安部	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施及び敦賀海上保安部、県・町との連絡調整 ・沿岸部での除去活動に関する専門的な助言等
	覚知	・覚知した油流出に関する情報の県、福井地方气象台、海・空自衛隊への伝達
	初期評価	・初期評価（流出油の現状把握及び防除方針の決定）の実施 ・流出油海洋防除連絡会議の設置・運営 ・海洋での防除方針の県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・海洋での防除方針の報道発表
	海洋での防除	・海洋での防除活動の調整 ・海洋での防除活動の実施 ・海洋での防除活動情報の集約 ・回収油の一時集積場所への搬送 ・海洋での防除活動実施情報の集約及び県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・海洋での防除活動実施情報の報道発表
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去に関する県等との連絡調整

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
福 井 県	覚知	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀海上保安部から伝達を受けた油流出に関する情報の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプター、船艇による流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力） ・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除方針の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターによる流出油の監視及び回収船等の誘導 ・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除活動実施情報の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油沿岸部除去連絡会議の設置・運営 ・沿岸部での流出油の除去方針の決定 ・沿岸部での除去方針の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達 ・沿岸部での除去方針の報道発表
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星車載局等による沿岸部の監視及び監視データの町、管轄（管理）区域を持つ関係機関への伝達 ・防除資機材に関するニーズの把握 ・ニーズに対応した防除資機材の確保 ・県で調達可能な防除資機材に関する情報の町、管轄（管理）区域を持つ関係機関への伝達 ・義援物資に関するニーズの把握及び募集 ・防除資機材、義援物資の集積地の設定及び必要な地点への輸送 ・県災害ボランティア連絡会との連絡調整 ・ボランティア本部への支援 ・ボランティア保険への加入促進及び費用負担 ・ボランティア情報の集約及び発信 ・的確な医療救護活動の実施のための町への指導及び支援 ・傷病者の発生状況の把握 ・沿岸部での除去活動実施情報の把握及び町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達 ・沿岸部での除去活動実施情報の報道発表
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理に関する対応方針の決定 ・回収油の処理施設の調整（廃油処理業者への協力要請等） ・回収油の輸送手段の調整（県産業廃棄物協会、県トラック協会等への協力要請等） ・回収油の輸送・処理に関する情報の収集・伝達 ・原因船舶、海上災害防止センター等への回収油の輸送・処理に関する指導及び連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策チーム及びアドバイザー会議の設置・運営 ・環境対策に関する対応方針の決定 ・環境影響調査の企画、実施 ・文化財への影響調査、除去指導 ・水鳥の救護 ・漁場及び海水浴場への影響調査
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油風評対策連絡会議の設置 ・風評被害に関する対応方針の決定 ・風評の実態把握 ・風評による観光、消費への影響調査 ・風評に対応するための客観資料の収集 ・風評による被害を被った漁業者及び中小企業に対する緊急融資 ・各種メディアを通じたキャンペーン活動等
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ・補償制度の把握 ・必要経費の把握及び経費負担主体の決定 ・予算措置・支払い ・被害の補償請求 ・関係機関との連絡調整

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
県現地事務所	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部と町間の連絡調整 ・町単位で行う除去活動の支援 ・管轄区域（漁港等）の除去活動 ・ボランティア活動の支援調整（県災害対策本部とボランティア本部の調整）
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理に関する県災害対策本部と町の連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策に関する県災害対策本部と町との連絡調整
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・風評対策に関する県災害対策本部と町との連絡調整
福井県警察（鯖江警察署）	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・空中からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター） ・警備艇による流出油の監視 ・立入禁止区域の警戒、交通規制、雑踏整備
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策への協力
北陸総合通信局	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する県への支援
福井労働局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・防除作業の安全に関する情報の収集及び敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・除去作業の安全に関する情報の収集及び県への伝達
北陸農政局 北陸農政局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関係卸売市場の入荷状況の把握等 ・県の実施する風評対策への協力
北陸地方整備局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣要請に基づく油回収船等による海洋での防除活動の実施
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する風評対策への協力
近畿地方整備局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・空中及び沿岸からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター、地上テレビ画像装置） ・沿岸部での除去活動の実施及び支援 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する風評対策への協力
福井地方気象台	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の県への伝達
航空自衛隊	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・保有航空機、ヘリコプターによる流出油・漂着油の監視及び回収船等の誘導

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
海上自衛隊	初期評価	・保有船艇、航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握 (敦賀海上保安部への協力)
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の監視及び回収船等の誘導 ・海洋での防除活動の実施
陸上自衛隊	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施
西日本電信電話(株)福井支店	初期評価	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	・情報通信機能の確保に関する県への支援
北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務
福井県医師会	海洋での防除	・医療救護班の派遣への協力
	沿岸部での除去	・医療救護班の派遣への協力
県漁業協同組合連合会 (各漁業協同組合)	海洋での防除	・海洋での防除活動にかかわる各漁業協同組合との連絡調整 ・漁船による海洋での防除活動の実施 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動にかかわる各漁業協同組合との連絡調整 ・沿岸部での除去活動の実施 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・漁業協同組合単位で実施した防除活動等に伴う補償業務 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
福井港災害事故防止対策協議会 敦賀港事故防止連絡協議会	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務

2 油回収処理体制の充実強化

(1) 油回収処理方法及び油回収処理技術等に関する知識の習熟

- ① 町及び越前町漁業協同組合は、「海岸部漂着油の除去に関する標準的指針」及び「重油回収にかかる技術対策及び技術情報について」に基づき、油の回収程度や回収技術について職員への周知に努める。
- ② 町及び越前町漁業協同組合は、回収油の分別収集の実施についてその徹底に努める。
- ③ 沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要とため、町、鯖江・丹生消防組合及び越前町漁業協同組合は、監視活動に携わる職員に対し、県が作成する「沿岸の流出油監視マニュアル」の周知徹底を図る。

(2) 資機材の確保

海洋での防除に当たっては、多くの資機材が必要となるが、災害発生時に迅速かつ的確に確保するために、町、県、敦賀海上保安部及び越前町漁業協同組合は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。また、資機材の保有状況のデータベース化についても検討する。

(3) 沿岸部での除去マップの作成

沿岸部での除去は、多くの関係機関が行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マップ）に落とし、さらに海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。

町は、県が作成する沿岸部での除去マップを踏まえ、海岸へのアクセス道路、回収油の一時集積場所（候補地）等沿岸部での除去に資するきめ細かな情報を加えた町沿岸部での除去マップを作成する。

3 回収油の輸送・処理体制の充実強化

(1) 回収油処理施設に関する情報収集等

町は、原因船舶等防除措置義務者による回収油の円滑な処理を図るため、町内の産業廃棄物処理事業者の所在、処理能力等を把握するとともに、災害時の受入れについて十分な調整を図っておく。

(2) 回収油処理マニュアルの周知

町は、効果的かつ効率的な回収油の処理のため、県の策定する回収油処理マニュアルについて、職員への周知に努める。

4 環境対策の充実強化

(1) 油処理剤使用に関する漁業関係者との情報・意見交換の実施

油処理剤の使用に当たっては、環境への影響を考慮して慎重を期す必要がある。

このため町及び関係機関は、県及び敦賀海上保安部と連携し、漁業関係者を中心に油処理剤使用に関する情報交換や意見交換を十分に行う。

(2) 平常の環境状況の把握

油流出事故等海上災害に伴う環境及び生態系への影響を科学的に評価するためには、平常時における大気・水質・底質等の環境、海岸植生、水産生物等の状況を把握しておく必要があることから、町は、県が実施する調査に協力する。

(3) 油の毒性等に関する知識等の習熟及び周知

油の毒性等については一般になじみの薄いところであり、万一の際に的確に対応できない事態も予想される。そこで、町は、県が作成する油の毒性等に関するパンフレットや町ホームページを用いて沿岸の町民、事業者及び関係機関への周知に努める。また、環境省、国土交通省等が実施する環境保全対策に関する研修等に職員を派遣し、人材の育成に努める。

5 その他の対策の充実強化

(1) 環境対策

風評対策の実施に当たっては、県が風評対策の方針を検討し、漁業、観光、マスコミ関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡協議会を開催し、対策の方針の検討等を行うこととしている。

町は、災害発生時にこの連絡会議が迅速かつ的確に機能するよう、町内水産物の主要取引市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報収集に努め、風評の影響が客観的に判別できる基礎データづくりに努める。

(2) 補償対策体制の確立

町は、災害対策とそれに伴い発生する経費について、県とともに早期に補償対策体制を確立するよう努める。

(3) 想定外の事態に関する検討

油流出事故による災害の態様は様々であり、不測の事態の発生時にも的確に対応できるよう、町は、関係機関と連携を図り、これらの事態への対応についても今後検討を行う。